

○海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達

昭和42年6月7日
海上自衛隊達第31号

- 改正 昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達37条による改正〕
- 昭和42年12月27日 海上自衛隊達第80号〔第1次改正〕
- 昭和43年3月27日 海上自衛隊達第16号〔第2次改正〕
- 昭和43年11月11日 海上自衛隊達第62号〔第3次改正〕
- 昭和44年3月15日 海上自衛隊達第14号〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和44年3月27日 海上自衛隊達第19号〔第4次改正〕
- 昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕
- 昭和44年12月22日 海上自衛隊達第77号〔第5次改正〕
- 昭和45年3月2日 海上自衛隊達第9号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕
- 昭和45年3月4日 海上自衛隊達第19号〔第6次改正〕
- 昭和45年3月28日 海上自衛隊達第25号〔第7次改正〕
- 昭和45年4月21日 海上自衛隊達第33号〔第8次改正〕
- 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正〕
- 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第23号〔第9次改正〕
- 昭和46年8月6日 海上自衛隊達第45号〔第10次改正〕
- 昭和47年5月1日 海上自衛隊達第31号〔第11次改正〕
- 昭和47年6月19日 海上自衛隊達第43号〔第12次改正〕
- 昭和48年3月30日 海上自衛隊達第24号〔第13次改正〕
- 昭和48年8月10日 海上自衛隊達第41号〔第14次改正〕
- 昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正〕
- 昭和49年4月1日 海上自衛隊達第21号〔第15次改正〕
- 昭和49年5月1日 海上自衛隊達第28号〔第16次改正〕
- 昭和49年6月27日 海上自衛隊達第35号〔第17次改正〕
- 昭和50年1月31日 海上自衛隊達第2号〔第18次改正〕
- 昭和50年5月6日 海上自衛隊達第10号〔第19次改正〕
- 昭和50年9月29日 海上自衛隊達第27号〔第20次改正〕
- 昭和51年3月13日 海上自衛隊達第4号〔第21次改正〕
- 昭和51年6月15日 海上自衛隊達第25号〔第22次改正〕

昭和51年11月9日 海上自衛隊達第42号〔第23次改正〕

昭和52年3月18日 海上自衛隊達第6号〔第24次改正〕

昭和52年4月14日 海上自衛隊達第10号〔第25次改正〕

昭和52年6月7日 海上自衛隊達第15号〔第26次改正〕

昭和52年8月23日 海上自衛隊達第18号〔第27次改正〕

昭和53年1月31日 海上自衛隊達第3号〔第28次改正〕

昭和53年3月3日 海上自衛隊達第10号〔第29次改正〕

昭和53年3月16日 海上自衛隊達第11号〔第30次改正〕

昭和53年3月22日 海上自衛隊達第13号〔第31次改正〕

昭和53年4月5日 海上自衛隊達第18号〔第32次改正〕

昭和53年6月26日 海上自衛隊達第22号〔第33次改正〕

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和53年7月1日 海上自衛隊達第25号〔第34次改正〕

昭和54年2月17日 海上自衛隊達第6号〔第35次改正〕

昭和54年3月14日 海上自衛隊達第8号〔第36次改正〕

昭和54年5月16日 海上自衛隊達第16号〔第37次改正〕

昭和54年7月26日 海上自衛隊達第18号〔第38次改正〕

昭和54年7月27日 海上自衛隊達第19号〔第39次改正〕

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和55年4月1日 海上自衛隊達第8号〔武器体系に係る装備認定試験等の実施に関する達附則3項による改正〕

昭和55年5月9日 海上自衛隊達第12号〔第40次改正〕

昭和55年7月17日 海上自衛隊達第17号〔第41次改正〕

昭和55年8月11日 海上自衛隊達第19号〔第42次改正〕

昭和56年1月9日 海上自衛隊達第1号〔第43次改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達31条による改正〕

昭和56年3月23日 海上自衛隊達第12号〔第44次改正〕

昭和56年4月30日 海上自衛隊達第18号〔第45次改正〕

昭和56年8月17日 海上自衛隊達第30号〔第46次改正〕

昭和56年9月28日 海上自衛隊達第32号〔第47次改正〕

昭和56年10月28日 海上自衛隊達第35号〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和56年12月4日 海上自衛隊達第39号〔第48次改正〕

昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正]

昭和57年4月28日 海上自衛隊達第14号〔第49次改正〕

昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

昭和57年6月3日 海上自衛隊達第20号〔第50次改正〕

昭和57年7月31日 海上自衛隊達第24号〔第51次改正〕

昭和57年9月28日 海上自衛隊達第26号〔海上自衛隊少年術科学学校の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和57年10月13日 海上自衛隊達第29号〔第52次改正〕

昭和57年12月17日 海上自衛隊達第33号〔第53次改正〕

昭和58年7月5日 海上自衛隊達第33号〔第54次改正〕

昭和58年8月13日 海上自衛隊達第37号〔第55次改正〕

昭和58年10月18日 海上自衛隊達第42号〔第56次改正〕

昭和59年1月11日 海上自衛隊達第1号〔第57次改正〕

昭和59年6月15日 海上自衛隊達第13号〔第58次改正〕

昭和59年6月29日 海上自衛隊達第18号〔防衛庁設置法等の一部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和59年8月6日 海上自衛隊達第19号〔第59次改正〕

昭和59年10月2日 海上自衛隊達第22号〔第60次改正〕

昭和59年11月29日 海上自衛隊達第25号〔第61次改正〕

昭和60年4月1日 海上自衛隊達第6号〔第62次改正〕

昭和60年4月3日 海上自衛隊達第7号〔第63次改正〕

昭和60年4月6日 海上自衛隊達第8号〔第64次改正〕

昭和60年5月14日 海上自衛隊達第13号〔第65次改正〕

昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和60年7月25日 海上自衛隊達第19号〔第66次改正〕

昭和60年11月18日 海上自衛隊達第26号〔第67次改正〕

昭和61年3月13日 海上自衛隊達第2号〔第68次改正〕

昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

昭和61年3月22日 海上自衛隊達第8号〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

昭和61年4月30日 海上自衛隊達第10号〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達附則3項による改正〕

昭和61年10月 2 日 海上自衛隊達第15号〔第69次改正〕

昭和62年 3 月26日 海上自衛隊達第 8 号〔第70次改正〕

昭和62年 7 月15日 海上自衛隊達第18号〔第71次改正〕

昭和62年 7 月29日 海上自衛隊達第19号〔第72次改正〕

昭和62年 9 月18日 海上自衛隊達第21号〔第73次改正〕

昭和62年11月27日 海上自衛隊達第36号〔第74次改正〕

昭和63年 1 月28日 海上自衛隊達第 2 号〔第75次改正〕

昭和63年 3 月 2 日 海上自衛隊達第 9 号〔輸送艇 1 号の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

昭和63年 4 月 8 日 海上自衛隊達第16号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 7 条による改正〕

昭和63年 4 月 8 日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達36条による改正〕

昭和63年10月18日 海上自衛隊達第34号〔第76次改正〕

昭和63年11月 9 日 海上自衛隊達第35号〔第77次改正〕

昭和63年12月14日 海上自衛隊達第63号〔第78次改正〕

平成元年 3 月 4 日 海上自衛隊達第 6 号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達29条による改正〕

平成元年 7 月 5 日 海上自衛隊達第30号〔第79次改正〕

平成元年10月23日 海上自衛隊達第38号〔第80次改正〕

平成 2 年 6 月 8 日 海上自衛隊達第15号〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 4 条による改正〕

平成 2 年10月16日 海上自衛隊達第35号〔第81次改正〕

平成 2 年12月17日 海上自衛隊達第36号〔第82次改正〕

平成 3 年 1 月30日 海上自衛隊達第 3 号〔音響測定艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正〕

平成 3 年 3 月14日 海上自衛隊達第 9 号〔海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 6 条による改正〕

平成 3 年 6 月27日 海上自衛隊達第22号〔第83次改正〕

平成 3 年 7 月30日 海上自衛隊達第25号〔第84次改正〕

平成 3 年 8 月28日 海上自衛隊達第26号〔第85次改正〕

平成 3 年10月 1 日 海上自衛隊達第29号〔第86次改正〕

平成 4 年 2 月14日 海上自衛隊達第 4 号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 9 条による

改正]

平成4年3月31日 海上自衛隊達第13号〔第87次改正〕

平成4年4月30日 海上自衛隊達第24号〔第88次改正〕

平成5年2月25日 海上自衛隊達第2号〔第89次改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艦隊の新編等
に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

平成5年4月1日 海上自衛隊達第14号〔行政文書の用紙規格のA判
化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達15条によ
る改正〕

平成5年4月5日 海上自衛隊達第15号〔第90次改正〕

平成5年6月18日 海上自衛隊達第19号〔第91次改正〕

平成5年10月13日 海上自衛隊達第24号〔第92次改正〕

平成6年5月24日 海上自衛隊達第13号〔第93次改正〕

平成6年9月27日 海上自衛隊達第23号〔第94次改正〕

平成6年10月19日 海上自衛隊達第27号〔第95次改正〕

平成7年3月23日 海上自衛隊達第6号〔第96次改正〕

平成7年3月30日 海上自衛隊達第15号〔第97次改正〕

平成7年5月26日 海上自衛隊達第19号〔第98次改正〕

平成8年2月23日 海上自衛隊達第6号〔第99次改正〕

平成8年3月27日 海上自衛隊達第13号〔第100次改正〕

平成8年3月27日 海上自衛隊達第14号〔第101次改正〕

平成8年5月29日 海上自衛隊達第19号〔第102次改正〕

平成8年8月1日 海上自衛隊達第22号〔第103次改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組
及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する
達17条による改正〕

平成9年1月30日 海上自衛隊達第4号〔第104次改正〕

平成9年3月13日 海上自衛隊達第8号〔隊番号の変更に伴う関係海
上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成9年3月28日 海上自衛隊達第12号〔海上自衛隊の教育訓練の実
施に関する達及び任免権行使の要領に関する達の一部を改正する達
1条による改正〕

平成9年4月17日 海上自衛隊達第16号〔第105次改正〕

平成9年6月6日 海上自衛隊達第17号〔第106次改正〕

平成9年6月12日 海上自衛隊達第19号〔第107次改正〕

平成9年7月29日 海上自衛隊達第25号〔第108次改正〕

平成9年12月25日 海上自衛隊達第34号〔第109次改正〕

平成10年3月2日 海上自衛隊達第3号〔第110次改正〕

平成10年3月2日 海上自衛隊達第4号〔第111次改正〕

平成10年3月10日 海上自衛隊達第9号〔掃海管制艇の就役等に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成10年5月15日 海上自衛隊達第19号〔第112次改正〕

平成10年8月27日 海上自衛隊達第24号〔第113次改正〕

平成10年11月24日 海上自衛隊達第26号〔第114次改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う
関係海上自衛隊達等の整理に関する達31条による改正〕

平成10年12月25日 海上自衛隊達第42号〔哨戒艇の除籍に伴う関係海
上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成11年2月24日 海上自衛隊達第2号〔第115次改正〕

平成11年6月1日 海上自衛隊達第14号〔第116次改正〕

平成11年6月7日 海上自衛隊達第15号〔第117次改正〕

平成11年12月21日 海上自衛隊達第23号〔第118次改正〕

平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号〔練習潜水隊の編制に関する
訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊の
整理に関する達12条による改正〕

平成12年3月16日 海上自衛隊達第14号〔第119次改正〕

平成12年5月9日 海上自衛隊達第19号〔第120次改正〕

平成12年5月25日 海上自衛隊達第21号〔第121次改正〕

平成13年1月6日 海上自衛隊達第1号〔中央省庁等改革関係法等の
施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達10条による改正〕

平成13年3月27日 海上自衛隊達第22号〔第122次改正〕

平成13年5月23日 海上自衛隊達第28号〔第123次改正〕

平成13年5月24日 海上自衛隊達第29号〔第124次改正〕

平成13年6月7日 海上自衛隊達第30号〔第125次改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第33号〔第126次改正〕

平成13年6月27日 海上自衛隊達第36号〔第127次改正〕

平成13年7月4日 海上自衛隊達第37号〔第128次改正〕

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

平成13年9月11日 海上自衛隊達第41号〔第129次改正〕

平成14年1月15日 海上自衛隊達第1号〔第130次改正〕

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号〔第1輸送隊の新編に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達11条によ
る改正〕

平成14年3月13日 海上自衛隊達第11号〔第131次改正〕

平成14年3月18日 海上自衛隊達第13号〔第132次改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第26号〔第133次改正〕

平成14年10月28日 海上自衛隊達第43号〔第134次改正〕

平成14年10月31日 海上自衛隊達第45号〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成14年12月13日 海上自衛隊達第53号〔第135次改正〕

平成15年1月27日 海上自衛隊達第7号〔第136次改正〕

平成15年5月29日 海上自衛隊達第30号〔第137次改正〕

平成15年7月3日 海上自衛隊達第31号〔第138次改正〕

平成15年10月20日 海上自衛隊達第39号〔第139次改正〕

平成16年2月23日 海上自衛隊達第2号〔第140次改正〕

平成16年3月2日 海上自衛隊達第6号〔第141次改正〕

平成16年6月23日 海上自衛隊達第17号〔第142次改正〕

平成16年11月15日 海上自衛隊達第28号〔第143次改正〕

平成17年3月11日 海上自衛隊達第5号〔第144次改正〕

平成17年3月15日 海上自衛隊達第7号〔第145次改正〕

平成17年3月31日 海上自衛隊達第20号〔第146次改正〕

平成18年3月31日 海上自衛隊達第18号〔第147次改正〕

平成18年6月2日 海上自衛隊達第23号〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の一部を改正する達による改正〕

平成18年7月28日 海上自衛隊達第29号〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第11条による改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第29条による改正〕

平成19年3月30日 海上自衛隊達第14号〔第148次改正〕

平成19年8月30日 海上自衛隊達第27号〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成20年3月26日 海上自衛隊達第9号〔第149次改正〕

平成20年5月30日 海上自衛隊達第38号〔第150次改正〕

平成21年3月27日 海上自衛隊達第6号〔一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第4条による改正〕

平成21年3月31日 海上自衛隊達第11号〔第151次改正〕

平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成21年12月21日 海上自衛隊達第80号〔第152次改正〕

平成22年4月1日 海上自衛隊達第10号〔第153次改正〕

平成22年4月1日 海上自衛隊達第12号〔第154次改正〕

平成22年7月1日 海上自衛隊達第17号〔第155次改正〕

平成22年7月16日 海上自衛隊達第22号〔第156次改正〕

平成22年9月22日 海上自衛隊達第28号〔第157次改正〕

平成23年4月1日 海上自衛隊達第7号〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令当の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成23年5月31日 海上自衛隊達第20号〔第158次改正〕

平成23年10月11日 海上自衛隊達第27号〔第159次改正〕

平成24年3月30日 海上自衛隊達第3号〔第160次改正〕

平成25年3月21日 海上自衛隊達第9号〔第161次改正〕

平成25年3月25日 海上自衛隊達第10号〔陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第1条による改正〕

平成25年5月16日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

平成26年3月3日 海上自衛隊達第3号〔第162次改正〕

平成26年3月14日 海上自衛隊達第6号〔第163次改正〕

平成27年3月23日 海上自衛隊達第5号〔第164次改正〕

平成27年9月25日 海上自衛隊達第20号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条による改正〕

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第21条による改正〕

平成28年3月25日 海上自衛隊達第8号〔第165次改正〕

平成28年5月18日 海上自衛隊達第21号〔第166次改正〕

平成28年6月27日 海上自衛隊達第30号〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊の整理に関する達21条による改正〕

平成28年11月17日 海上自衛隊達第44号〔第167次改正〕

平成29年3月16日 海上自衛隊達第4号〔第168次改正〕

平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則10項による改正〕

平成30年3月22日 海上自衛隊達第7号〔第169次改正〕

平成30年3月30日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊の教育訓練の実

施に関する達等の一部を改正する達 1 条及び 2 条による改正]

平成31年 3 月20日 海上自衛隊達第 2 号〔第170次改正〕

平成31年 4 月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第22条による改正〕

令和元年 6 月27日 海上自衛隊達第 7 号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

令和 2 年 3 月25日 海上自衛隊達第 6 号〔第171次改正〕

令和 2 年 8 月 6 日 海上自衛隊達第35号〔第172次改正〕

令和 2 年 9 月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第15条による改正〕

令和 3 年 3 月30日 海上自衛隊達第 7 号〔第173次改正〕

令和 4 年 3 月25日 海上自衛隊達第18号〔第174次改正〕

令和 4 年 3 月28日 海上自衛隊達第20号〔第175次改正〕

令和 5 年 3 月23日 海上自衛隊達第 9 号〔第176次改正〕

令和 5 年 3 月31日 海上自衛隊達第18号〔開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

令和 6 年 2 月29日 海上自衛隊達第 7 号〔第177次改正〕

令和 6 年 3 月 7 日 海上自衛隊達第 8 号〔第 1 1 潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第12条による改正〕

令和 7 年 3 月24日 海上自衛隊達第 5 号〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕

令和 7 年 3 月24日 海上自衛隊達第22号〔第178次改正〕

海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第 4 号）第58条の規定に基づき、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達を次のように定める。

海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 基本教育

第 1 節 術科教育の課程及び部隊実習（第 4 条―第 7 条）

第 1 節の 2 事務官等の教育（第 7 条の 2 ・第 7 条の 3）

第 2 節 基本教育実施の基準（第 8 条―第 16 条）

第 3 節 学生の取扱い（第 17 条―第 22 条の 2）

第 3 章 練成訓練

第1節 個人訓練（第23条—第26条）

第2節 部隊訓練（第27条—第36条）

第4章 教育訓練の検閲及び技能検定（第37条・第38条）

第5章 講習、競技及び委託教育（第39条—第41条）

第6章 招集訓練及び招集教育訓練（第42条）

第7章 雑則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊における教育訓練の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- （1）「隊訓」とは、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令をいう。
- （2）「校長等」とは、海上自衛隊の学校の校長、海上自衛隊潜水医学実験隊司令、東京音楽隊長、自衛隊横須賀病院長、教育航空群司令、電磁情報隊司令、海上システム開発隊司令、航空プログラム開発隊司令、横須賀海上訓練指導隊司令、水上戦術開発指導隊司令、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊司令、潜水艦教育訓練隊司令、教育隊司令、保全監査隊司令、対潜資料隊司令、航空管制隊司令、第51航空隊司令、第211教育航空隊司令、第212教育航空隊司令及び標的機整備隊司令をいう。
- （3）「教育部長等」とは、海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長、海上自衛隊の学校の教育部長及び学生隊長、海上自衛隊潜水医学実験隊教育訓練部長、東京音楽隊教育科長、自衛隊横須賀病院教育部長、電磁情報隊運用部長、海上システム開発隊指揮通信開発部長、航空プログラム開発隊プログラム第1科長及びプログラム第2科長、横須賀海上訓練指導隊副長、水上戦術開発指導隊教育部長、呉水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊長、潜水艦教育訓練隊教育科長及び学生隊長、教育隊教育部長、保全監査隊教育科長、対潜資料隊副長、航空管制隊教育訓練隊長、第51航空隊訓練指導隊長、教育航空隊司令（第211教育航空隊司令及び第212教育航空隊司令を除く。）、第211教育飛行隊長及び第212教育飛行隊長並びに標的機整備隊整備教育隊長をいう。
- （4）「司令官等」とは、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、地方総監、練習艦隊司令官、護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令及び地区総監をいう。
- （5）「事務官等」とは、事務官、技官及び教官をいう。
- （6）「在所教育」とは、隊訓第27条第2項の規定により設置する術科教育の課程（一般術科教育の課程に限る。）に入校することが困難であると認められた隊員が、その所属する部隊等に在所して当該術科教育の課程を履修することをいう。

(7) 「特別訓練」とは、隊訓第 45 条第 4 項に規定する部隊訓練をいう。

(年度教育訓練の実施に関する指示)

第 3 条 隊訓第 5 条の規定により指示する基本的な事項のうち年度業務計画によるものの基準は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 基本教育

第 1 節 術科教育の課程及び部隊実習

(術科教育の課程)

第 4 条 隊訓第 27 条第 2 項の規定により設置する術科教育の課程の名称、設置場所及び期間は、別表第 2 のとおりとする。

(初級幹部の部隊実習の指導要領)

第 5 条 隊訓第 26 条に規定する初級幹部の部隊実習は、努めて座学を避け実習訓練により部隊勤務の体験を積ませて技能の修得を確実にするとともに、幹部自衛官（以下「幹部」という。）としての部下統率の能力及び自啓自発その職責を遂行する習性を養成させることを主眼とし、あわせて内外各地における諸種の見学により視野を広めさせるものとする。

(術科教育の部隊実習)

第 6 条 隊訓第 27 条第 4 項の規定により実施する初任海士、生徒及び潜水艦乗員の課程修了者に対する部隊実習は、専修術科に関する実務上の知識及び技能を実地に修得させ、あわせて部隊勤務に習熟させることを目的とする。

2 術科教育の部隊実習の実施基準は、別表第 3 のとおりとする。

(術科教育の部隊実習の指導要領)

第 7 条 初任海士に対する部隊実習を行う部隊等の長は、練習員課程及び一般海曹候補生課程修了直後の環境の変化に十分に留意し、部隊等の生活に慣熟させるとともに、教育隊で実施している基礎的な術科教育である要員別教育で付与された知識の定着を図ることを通じて、当面の勤務に対応し得る能力を付与する。

2 潜水艦乗員の課程修了者の部隊実習の指導要領は、潜水艦隊司令官が定める。

第 1 節の 2 事務官等の教育

(事務官等の教育)

第 7 条の 2 隊訓第 9 条第 2 項の規定による事務官等の教育においては、職務遂行上必要な知識及び技能を修得させる。

(事務官等の課程)

第 7 条の 3 事務官等の教育の課程の名称、設置場所及び期間は、別表第 2 のとおりとする。

第 2 節 基本教育実施の基準

(教育内容の区分)

第 8 条 基本教育の内容は、訓育、体育及び技能教育に区分する。

2 訓育及び体育の実施基準並びに隊員の地位に応じ到達すべき技能基準は、別に定める。

(飛行幹部候補生の訓育、体育の特例)

第8条の2 教育航空集団司令官は、航空集団隷下部隊において勤務する飛行幹部候補生の訓育、体育の実施要領について定めるとともに、その実施状況の評価を行うものとする。

(課程等の到達目標及び課目標準)

第9条 各課程及び部隊実習の到達目標及び課目標準は、別に定める。

(課程指導項目)

第10条 校長等は、課目標準に基づき、別記様式第1を標準として課程指導項目を定めるものとする。ただし、航空学生課程及び飛行教育の課程(第51航空隊に設置される課程を除く。)の課程指導項目を定める場合には、あらかじめ教育航空集団司令官の承認を受けるものとする。

(教務実施要領)

第11条 教育部長等は、課程指導項目に基づき別記様式第2を標準として教務実施要領を定めるものとする。

(教務時間等)

第12条 教務時間は、1日7時間を標準とし、1時間につき約10分間の割合で休息時間を設けることができる。ただし、一般術科教育の課程(在所教育に限る。)、飛行教育の課程及び特別警備の課程においては、校長等が課目標準等を考慮して定める。

2 校長等は、特に必要と認める場合には、教務時間外に補習教育を行うことができる。

(教科書等の作成)

第13条 教育航空集団司令官及び校長等は、必要に応じて教科書又は参考資料を作成するものとする。

(教育部長等の責務)

第14条 教育部長等は、教育の実施に当り相互に密接な関係を保ち、特に訓練指導の円滑を期し、もって最大の効果を収めるように努めるものとする。

(基本教育の標準化及び統一化)

第15条 校長等は、教官(教官に準ずる職に配置された者を含む。)の教育法及び評価方法を標準化し、教育効率の向上及び成績評価の公正適切を図るものとする。

2 教育航空集団司令官は、飛行教育について前項の標準化に関する基本的事項を指示するものとする。

3 練習艦隊司令官は、初級幹部の海上実習実施基準を定め、実習員の配乗する各艦における実習が統一になるよう努めるものとする。

4 横須賀教育隊司令は、自衛官候補生課程、練習員課程、一般海曹候補生課程、海曹予定者課程、初任海曹課程及び海曹上級課程について教育内容、教育法及び評価方法の統一を図るものとする。

5 別表第4に定める部隊実習実施標準作成者は、初任海士の部隊実習実施標準を定め、実習が統一になるよう努めるものとし、作成補助者は当該実施標準の作成を補助するも

のとする。

(教育審査)

第 16 条 教育航空集団司令官及び校長等は、教育の成果を分析検討してその改善を図るため、別に定める実施基準により教育審査を実施するものとする。

第 3 節 学生の取扱い

(選考)

第 17 条 課程及び委託教育を履習する隊員（以下「学生」という。）の応募資格及び選考の基準は、別に定める。

(学生の命免)

第 18 条 校長等は、課程を履習するため学校等に入校又は教育入隊を命ぜられた者に対しては、課程開始日に当該学生を命じ、課程を修了した者に対しては、課程修了日に当該学生を免ずるものとする。

(入校式等)

第 19 条 次の各号に掲げる課程の開始及び終了に際しては、それぞれ入校式及び卒業式を実施する。

(1) 一般幹部候補生課程

(2) 飛行幹部候補生課程

(3) 幹部予定者課程

(4) 海上自衛隊幹部学校（以下「幹部学校」という。）の課程（幹部専攻科課程を除く。）

2 前項に掲げる以外の課程の開始及び終了に際しては、それぞれ始業式及び修業式を実施するのを例とする。

(成績)

第 20 条 校長等は、課程（幹部学校の課程及び幹部専攻科各課程を除く。）又は初任海士の部隊実習の終了に際し、学生又は初任海士について教育の成果を評価し、個人別の成績を評定するものとする。ただし、自衛官候補生課程及び接続する練習員課程を履修する学生の成績は、練習員課程の終了時において、各課程の成績を総合して評定する。

2 前項の成績は、教務成績及び勤務成績に区分するものとし、学生成績表及び初任海士の部隊実習成績評定表（以下「成績表等」という。）の様式は、それぞれ別記様式第 3 及び別記様式第 4 のとおりとする。ただし、航空学生課程の教育及び飛行教育に関する成績表等の様式は、教育航空集団司令官が定める。

(優等賞)

第 21 条 校長等は、成績優良な学生に対し、優等賞を授与することができる。

2 優等賞授与基準及び賞式の様式は、それぞれ別表第 5 及び別記様式第 5 のとおりとする。

(罷免、次期編入等)

第 22 条 校長等(航空学生課程及び飛行教育の課程(第 51 航空隊に設置される課程を除く。))にあつては教育航空集団司令官をいう。以下この条において同じ。)は、課程を履習中の

学生について次の各号の一に該当する場合には、当該学生を罷免することができる。

(1) 成績不良又は心身の故障その他の理由により、所定の課程を修了できる見込みがない場合

(2) 学生としてふさわしくない行為があつた場合

2 海上幕僚長は、委託教育中の学生が前項の各号の一に該当する場合には、当該学生を罷免する。

3 校長等は、学生（自衛官候補生課程履修中の学生を除く。）が第1項第1号に該当する場合において、当該課程期間を延長し、又は次期以降の同一課程に編入することにより修了の見込みがあるときは、当該学生の課程期間を延長し、又は次期以降の当該課程に編入することができる。

4 教育航空集団司令官は、学生が第1項第1号に該当する場合において、他の飛行教育の課程を修了できる見込みがあるときは、当該他の課程に編入することができる。

5 校長等は、第1項及び前2項の処置をとる場合において、当該学生が航空学生、飛行幹部候補生、幹部候補生学校の課程の学生及び幹部のいずれかである場合には、あらかじめ海上幕僚長の承認を得なければならない。

6 教育隊司令は、自衛官候補生が自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第27条の3各号のいずれかに該当する場合において、当該自衛官候補生の課程期間の延長を要すると認めるときは、その旨を当該自衛官候補生の任命権者たる地方総監に上申するものとする。

（潜水艦部隊実習の成績、罷免及び次期編入）

第22条の2 潜水艦乗員の課程終了者の部隊実習の成績、罷免及び次期編入については、第20条第1項及び前条（第6項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「校長等」とあるのは「潜水艦隊司令官」と、「課程」とあるのは「実習」と、「学生」とあるのは「実習員」と読み替えるものとする。

第3章 練成訓練

第1節 個人訓練

（個人訓練実施の一部要領）

第23条 個人訓練は、訓育、体育及び技能訓練の区分に応じ、特に基本教育との関連に留意して実施する。

2 訓育、体育及び技能訓練の実施基準は、別に定める。

第24条 削除

（事務官等の入隊教育）

第25条 校長等（指定された校長等に限る。）は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））又は事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第5条に定める選考により新たに採用された行政職（一）2級（相当級を含む。）以下の事務官等に対し、勤務上必要な隊務の概要を理解させるため、別表第6の実施基準に基づき、入隊教育を実施するものとする。

(通信教育)

第 26 条 勤務の余暇を利用して、別に定める実施基準により通信教育を実施する。

第 2 節 部隊訓練

(部隊訓練の実施)

第 27 条 自衛艦隊、地方隊及び練習艦隊（以下「自衛艦隊等」という。）は本節の規定を適用し、その他の部隊等は本節の規定を準用して部隊訓練を実施するものとする。

(部隊訓練実施の要旨)

第 28 条 自衛艦隊等の長は、それぞれ当該部隊の任務に応じた訓練を実施するものとし、自衛艦及び航空機等の種別（以下「兵種」という。）の訓練について第 31 条に規定する兵種ごとの訓練実施標準等を適用又は準用するものとする。ただし、クルーを置く部隊（以下「クルー制部隊」という。）に所属する自衛艦の訓練については、第 31 条の 2 第 1 項に規定するクルーの訓練実施標準等を適用するものとする。

2 自衛艦（エアクッション艇を除く。以下同じ。）並びに航空機（実用機に限る。以下同じ。）及びエアクッション艇搭乗員チームの部隊訓練は、一定の時期を周期とし（以下「訓練周期」という。）、これを数期にわけ部隊の練度を順に追って確実に向上させる訓練方式（以下「周期訓練方式」という。）により実施するものとする。ただし、クルー制部隊に所属する自衛艦の部隊訓練は、クルーの練度を保持させる訓練方式（第 29 条の 2 において「クルー訓練方式」という。）により実施するものとする。

3 自衛艦隊等の長は、海上自衛隊の年度業務計画に関する達（平成 27 年度海上自衛隊達第 28 号）第 3 条に規定する海幕計画（以下「年度業務計画（海幕計画）」という。）に示す兵種について、常時当該種別に応じたいかなる任務にも即応し得る練度を保持した一定の部隊（当該種別ごとの戦術の基本となる単位であり、以下「高練度部隊」という。）を維持するように部隊訓練を実施するものとする。

4 高練度部隊の保有基準は、年度業務計画（海幕計画）によって示す。

(周期訓練方式の実施標準)

第 29 条 各単位の訓練周期の開始及び終了の時期は、高練度部隊の保有基準を考慮して自衛艦隊等の長が定める。ただし、自衛艦隊司令官は、隷下の護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群、海洋業務・対潜支援群及び開発隊群に係るものについては、当該部隊の長に定めさせることができる。

2 海上部隊（クルー制部隊を除く。）は、次の各号に定めるところにより慣熟訓練に引続き就役訓練又は再練成訓練を実施するものとし、就役訓練及び再練成訓練については、当該海上部隊の兵種又は訓練内容に応じて、海上訓練指導隊群、潜水艦教育訓練隊、掃海業務支援隊又は第 51 航空隊の訓練指導を受けるものとする。ただし、武器体系に係る装備認定試験等の実施に関する達（昭和 55 年海上自衛隊達第 8 号）第 2 条第 1 項に規定する装備認定試験等（以下「SQT」という。）を実施する自衛艦においては、当該武器体系に係る訓練の一部又は全部を SQ T 実施期間に併せて行うのを例とする。

(1) 就役訓練 新たに就役する自衛艦の乗員に対し、個艦術力発揮の基礎を確立すると

ともに自艦訓練能力の付与を目的として実施する。

(2) 再練成訓練 乗員が大幅に交代した自衛艦又は長期間の修理を実施した自衛艦の乗員に対し、就役訓練に準じて実施する。

(3) 慣熟訓練 就役訓練又は再練成訓練を実施する場合において、これらの訓練の開始までに同訓練を円滑、効果的に行なうことを目的として実施する。

(クルー訓練方式の実施標準)

第 29 条の 2 クルー制部隊は、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。この場合において、第 1 号及び第 2 号に掲げる訓練については、必要に応じて海上訓練指導隊群又は第 51 航空隊の訓練指導を受けるものとする。

(1) クルー養成訓練（クルーに対し、個艦術力発揮の基礎を確立するとともに、自クルー訓練能力の付与を目的として実施する訓練をいう。）

(2) クルー練度確認訓練（クルー養成訓練を経て任務に即応し得る練度を保持するクルーに対し、定期的に練度を確認することを目的として実施する訓練をいう。）

(3) クルー装備品習熟訓練（クルー制部隊に新たな自衛艦が編入された場合、クルー制部隊に所属する自衛艦に新たな装備品が導入された場合等において、クルーが新たな装備品に習熟し、任務に即応し得る練度を確立することを目的として実施する訓練をいう。）

2 クルー制部隊に所属する自衛艦が S Q T を実施する場合は、S Q T を実施する際に乗艦するクルーについては、当該武器体系に係る訓練の一部又は全部及びクルー装備品習熟訓練を S Q T 実施期間に併せて行うのを例とする。

(部隊錬成を実施する者の例外)

第 30 条 部隊訓練のうち次の表の左欄に掲げる兵種に関する部隊錬成（運用等に係る海上自衛隊の体制に関する達（平成 20 年海上自衛隊達第 16 号。以下「運用達」という。）第 2 条第 4 号に規定する部隊錬成をいう。以下同じ。）については、運用達第 10 条前段の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「部隊錬成を統括する者」という。）が実施する。

兵 種	部隊錬成を統括する者
ミ サ イ ル 艇	護衛艦隊司令官
航 空 機	航空集団司令官
掃海（艦）艇	掃海隊群司令
水中処分班	

(兵種に共通する戦術及び術科の統括)

第 30 条の 2 自衛艦隊司令官は、部隊訓練のうち兵種に共通する戦術及び術科に関する事項を統括するものとする。

2 自衛艦隊司令官は、前項に規定する統括を効率的かつ効果的に行うため、兵種に共通する戦術及び術科ごとに戦術及び術科を統括する者を指定することができる。この場合

において、自衛艦隊司令官は、運用達第2条第8号に規定する護衛艦隊司令官等の中から戦術及び術科を統括する者を指定するものとする。

3 戦術及び術科を統括する者は、自衛艦隊司令官の監督を受け、担当する戦術及び術科の統括に関する実務を行う。

4 自衛艦隊司令官は、前3項の規定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(訓練実施標準等)

第31条 自衛艦隊等の長は、自己の隷下にある兵種（クルー制部隊に所属する自衛艦を除く。以下同じ。）の訓練実施標準並びに当該兵種が自衛艦の場合は就役訓練実施標準、再練成訓練実施標準及びこれらに関連する慣熟訓練実施標準（以下「兵種ごとの訓練実施標準等」という。）を作成する。ただし、部隊練成を統括する者が定められている兵種については、当該部隊練成を統括する者がこれを作成するものとする。

2 前項の場合において、自衛艦隊司令官にあっては部隊練成を統括する者が定められていない兵種のうち隷下の護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群、海洋業務群・対潜支援群、開発隊群及び特別警備隊に係るものを、地方総監にあっては部隊練成を統括する者が定められていない兵種のうち隷下の警備隊に係るものを、それぞれ当該部隊の長に作成させることができる。

3 兵種ごとの訓練実施標準等を作成する場合において、部隊練成を統括する者は、自衛艦隊司令官の承認を受けるものとする。

4 兵種ごとの訓練実施標準等は、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 周期訓練方式を適用する兵種の部隊訓練

ア 訓練周期及び各訓練期の期間の標準

イ 訓練実施項目、実施要領及び評価要領

ウ 練度到達目標（到達すべき練度の要素を要約するとともに極力具体的数値をもって表現する。）

(2) 周期訓練方式に依らない兵種の部隊訓練

ア 標準的な訓練期間

イ 訓練実施項目、実施要領及び評価要領

ウ 練度到達目標（到達すべき練度の要素を要約するとともに極力具体的数値をもって表現する。）

5 部隊練成を統括する者は、各兵種の部隊訓練に関し、指揮系統を異にする当該兵種の部隊を隷下に持つ部隊の長及び当該兵種の部隊の長に対して、必要な助言及び勧告をするものとする。

6 前項の助言及び勧告を受けた部隊の長は、任務上支障がない限り、当該助言及び勧告を受け入れ、必要な処置を講ずるものとする。

第31条の2 自衛艦隊司令官は、クルー制部隊に所属する自衛艦の訓練実施標準並びにクルー養成訓練実施標準、クルー練度確認訓練実施標準及びクルー装備品習熟訓練実施標準（第3項において「クルーの訓練実施標準等」という。）を作成するものとする。ただ

し、クルー制部隊に新たな自衛艦が編入される場合、クルー制部隊に所属する自衛艦に新たな装備品が導入される場合等には、それに先立って当該クルー制部隊の長がクルー装備品習熟訓練実施標準を作成するものとする。

2 前項の場合において、自衛艦隊司令官は、クルー制部隊に所属する自衛艦の訓練実施標準並びにクルー養成訓練実施標準及びクルー練度確認訓練実施標準については、当該クルー制部隊の長の隷属上級部隊の長に作成させることができる。

3 クルーの訓練実施標準等は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 標準的な訓練期間（クルー装備品習熟訓練実施標準を除く。）

(2) 訓練期間（クルー装備品習熟訓練実施標準に限る。）

(3) 訓練実施項目、実施要領及び評価要領

(4) 練度到達目標（到達すべき練度の要素を要約するとともに、極力具体的数値をもって表現する。）

（海上部隊に対する助言等）

第 31 条の 3 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官が他の自衛艦隊等の長と協議して示す海上部隊に共通する事項に関し、海上部隊（潜水艦及び練習潜水艦を除く。）の長に対して必要な助言及び勧告をするものとする。

2 前項の助言及び勧告を受けた部隊の長は、任務上支障がない限り、当該助言及び勧告を受け入れ、必要な措置を講ずるものとする。

（練度の管理）

第 32 条 部隊訓練の実施に当たり、適時練度到達目標の達成の状況を評価し、訓練の成果を検討するとともに今後の訓練計画及び実施に反映させ、着実な練度の向上を図るものとする。

（協同訓練）

第 33 条 隊訓第 45 条第 2 項の規定により協同して実施する部隊訓練（以下「協同訓練」という。）は、部隊の長が相互に協議して実施することができる。ただし、2 以上の防衛大臣直轄部隊の長が参加する協同訓練については、あらかじめ海上幕僚長の承認をうるものとする。

第 34 条 特別訓練の実施基準は、別に定める。

（演習）

第 34 条の 2 演習の実施基準は、別に定める。

（訓練計画官等）

第 35 条 部隊訓練の実施にあたっては、訓練計画官及び訓練統制官をおき、それぞれ訓練計画の作成及び訓練実施の統制をさせることができる。

2 指揮系統を異にする 2 以上の部隊が参加して行う部隊訓練における訓練計画官及び訓練統制官は、参加する部隊の長が相互に協議して定めるものとする。

（指揮調査等の委嘱）

第 36 条 自衛艦隊等の長は、必要がある場合には隷下部隊の訓練の指導、調査、記録、練

度評価等を他の部隊等の隊員に委嘱することができる。

第4章 教育訓練の検閲及び技能検定

(教育訓練の検閲の実施基準)

第37条 司令官等、教育航空集団司令官、システム通信隊群司令、海洋業務・対潜支援群司令、情報業務群司令、開発隊群司令及び教育航空群司令は、必要に応じ、隷下部隊に対して教育訓練の検閲を実施することができる。

2 海上幕僚長又はその指定する者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要と認める場合には、部隊等に対し、教育訓練の検閲を実施する。

- (1) 部隊等の組織又は編成を大幅に変更したとき。
- (2) 主要装備の部隊配備が完了し、戦力化が完成したとき。
- (3) 重大な事故が発生したとき。

3 海上幕僚長又はその指定する者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合には、部隊等に対し、教育訓練の検閲を実施する。

4 教育訓練の検閲の実施要領は、別に定める。

(技能検定の基準)

第38条 隊訓第50条に規定する技能検定の基準は、別に定める。

第5章 講習、競技及び委託教育

(講習の実施)

第39条 隊訓第51条に規定する講習は、課程の教育によることを適当としない場合において、次の各号に掲げる事項を目的として実施する。

- (1) 装備の改変に応じ、又は特別の職務に従事させるため必要な知識及び技能の修得
- (2) 新たに開発された兵術及び術科の普及
- (3) 新たに作成又は制定された教範及び諸規定の普及
- (4) その他部隊等の長が特に必要と認める事項

2 海上幕僚長が計画する講習は、特別講習と一般講習に区分し、特別講習においては、第2章第2節及び第3節の規定を準用するものとする。

3 部隊等の長は、一般講習に講習員を派遣した場合は、講習終了後速やかに必要な範囲の部下隊員に対し、当該講習内容の普及を図るものとする。

(競技)

第40条 隊訓第52条に規定する競技のうち、特に戦闘状況下における戦闘力の発揮を目的とする戦技は、司令官等が実施するものとする。

2 競技の顕彰は、部隊等の長が定める。ただし、術科競技の顕彰は、防衛大臣直轄部隊の長が海上幕僚長の承認を得て定める。

(委託教育)

第41条 隊訓第53条に規定する委託教育の区分は、別表第7のとおりとする。

第6章 招集訓練及び招集教育訓練

第42条 隊訓第56条第1項に規定する招集訓練基準は、別表第8のとおりとする。

2 隊訓第 56 条第 2 項に規定する招集教育訓練基準は、別表第 9 のとおりとする。

第 7 章 雑則

(報告)

第 43 条 部隊等の長及び委託教育を受ける学生は、それぞれ別表第 10 及び別記様式第 3 から別記様式第 11 まで（別記様式第 5 を除く。）に定めるところにより所要の報告を行うものとする。

(委任規定)

第 44 条 この達の実施に関し必要な細部事項は、第 15 条に規定するもの及び特に定めるものを除き、基本教育に関しては教育航空集団司令官、校長等及び部隊実習を行う部隊の長が、練成訓練に関しては司令官等（部隊練成を統括する者の隷下の司令官等を除く。）、教育航空集団司令官及び海洋業務・対潜支援群司令が、それぞれ定める。

附 則

1 この達は、昭和42年6月7日から施行する。

2 次に掲げる達は、廃止する。

(1) 海上自衛隊の部隊の協同訓練に関する達（昭和29年海上自衛隊達第19号）

(2) 事務官等の入隊教育に関する達（昭和34年海上自衛隊達第61号）

(3) 初任幹部の部隊実習の実施に関する達（昭和34年海上自衛隊達第86号）

(4) 委託教育に関する達（昭和36年海上自衛隊達第18号）

(5) 講習等に関する達（昭和36年海上自衛隊達第31号）

(6) 生徒の部隊実習の実施に関する達（昭和36年海上自衛隊達第33号）

(7) 操縦関係課程の教育の実施に関する達（昭和36年海上自衛隊達第72号）

(8) 学校等における教育訓練（操縦関係課程の教育を除く。）の実施に関する達（昭和40年海上自衛隊達第85号）

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則抄〕

1 この達は、昭和43年1月1日から施行する。

2 昭和42年度に海上自衛隊第3術科学校に入校し、昭和43年4月1日以降に修了する学生の課程については、なお、従前の例による。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和43年11月30日から施行する。

附 則〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年3月15日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第4次改正による附則抄〕

1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和45年1月5日から施行する。

附 則〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和45年3月25日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則抄〕

- 1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 昭和44年度から引き続き昭和45年度に継続する海曹士普通科航空発動機整備の各課程、海曹士普通科航空機体整備の各課程、操縦実用機後期の各課程及び幹部航空士戦術課程の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、昭和45年5月1日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則抄〕

- 1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、従前の課程を履修中の生徒は、施行の日をもつて、それぞれ生徒中期各課程又は生徒後期各課程に移行するものとする。

附 則〔第11次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和47年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 昭和46年度に入校したものであつて、昭和47年4月1日以降に課程を修了する者に係る教育については、なお従前の例による。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則〕

この達は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

この達は、昭和48年8月10日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則〔第16次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和49年5月1日から施行する。

- 2 この達の施行日前に固定翼基礎課程（前期）を修業した者に係る教育については、なお従前の例による。

附 則〔第17次改正による附則〕

この達は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則〔第18次改正による附則〕

この達は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則〔第19次改正による附則〕

この達は、昭和50年5月15日から施行する。

附 則〔第20次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に海上自衛隊第1術科学校、海上自衛隊第2術科学校又は海上自衛隊第3術科学校において、幹部中級経補課程、幹部特修科監理課程、幹部専修科類別課程、海曹高等科経理課程、海曹高等科補給課程、海曹士普通科経理課程又は海曹士普通科補給課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第21次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和51年3月30日から施行する。ただし、第2章の改正規定中事務官等の教育に係る部分、第6条の改正規定、第7条の改正規定、第15条第4項の改正規定、第20条第1項の改正規定中一般海曹候補学生に係る部分、第20条第2項の改正規定、第22条第4項の改正規定、第24条の改正規定、別表第2から別表第5までの改正規定、別表第9の改正規定中一般海曹候補学生に係る部分及び別紙様式第4の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月30日から昭和51年7月31日までの間に採用された練習員（女子を除く。）に係る教育及び昭和50年度に入校した者であつて、昭和51年4月1日以降に課程を修了する者に係る教育は、なお従前の例による。

附 則〔第22次改正による附則〕

この達は、昭和51年6月15日から施行する。

附 則〔第23次改正による附則〕

この達は、昭和51年11月9日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同年6月12日から適用する。

附 則〔第24次改正による附則〕

この達は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則〔第25次改正による附則〕

この達は、昭和52年4月14日から施行する。

附 則〔第26次改正による附則〕

この達は、昭和52年6月7日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則〔第27次改正による附則〕

この達は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則〔第28次改正による附則〕

この達は、昭和53年1月31日から施行する。ただし、別表第2（その1）第4項特別の准曹士課程の表の改正規定は、昭和53年3月28日から施行する。

附 則〔第29次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、昭和52年度に入校した者であつて、昭和53年4月1日以降に課程を修了する者に係る教育（昭和53年3月10日開始の海曹高等科電子整備課程の教育を除く。）については、なお従前の例による。

附 則〔第30次改正による附則〕

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則〔第31次改正による附則〕

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則〔第32次改正による附則〕

この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則〔第33次改正による附則〕

この達は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔第34次改正による附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔第35次改正による附則〕

この達は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則〔第36次改正による附則〕

この達は、昭和54年3月14日から施行する。ただし、別表第2（その1）第4項特別の准曹士課程の表（改正後の海曹士特修科開式スクーバ課程及び潜水課程に係る部分を除く。）同表第8項特別の幹部課程の表（改正後の幹部特修科潜水課程に係る部分を除く。）及び別表第2（その3）第2項航空士の課程の表の改正規定は同年4月1日から、別表第2（その1）第2項中級特技員の課程の表の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則〔第37次改正による附則〕

この達は、昭和54年5月21日から施行する。

附 則〔第38次改正による附則〕

この達は、昭和54年7月26日から施行する。

附 則〔第39次改正による附則〕

この達は、昭和54年7月27日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔武器体系に係る装備認定試験等の実施に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔第40次改正による附則〕

この達は、昭和55年5月9日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則〔第41次改正による附則〕

この達は、昭和55年7月17日から施行する。

附 則〔第42次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和55年8月11日から施行する。

- 2 この達の施行の際、現に潜水艦教育訓練隊において、幹部中級潜水艦水雷課程、同船務課程及び同機関課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第43次改正による附則〕

この達は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔第44次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和56年3月31日から施行する。

- 2 この達の施行の際、現にこの訓令による改正前の一般幹部候補生女性前期課程を修了した幹部候補者の教育については、昭和56年7月1日までの間、なお従前の例による。

附 則〔第45次改正による附則〕

この達は、昭和56年4月30日から施行する。

附 則〔第46次改正による附則〕

この達は、昭和56年8月17日から施行する。

附 則〔第47次改正による附則〕

この達は、昭和56年9月28日から施行する。

附 則〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則〔第48次改正による附則〕

この達は、昭和56年12月4日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔第49次改正による附則〕

この達は、昭和57年4月28日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔第50次改正による附則〕

この達は、昭和57年6月3日から施行する。

附 則〔第51次改正による附則〕

この達は、昭和57年7月31日から施行する。

附 則〔海上自衛隊少年術科学学校の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則〔第52次改正による附則〕

この達は、昭和57年10月13日から施行する。

附 則〔第53次改正による附則〕

この達は、昭和57年12月17日から施行する。

附 則〔第54次改正による附則〕

この達は、昭和58年7月5日から施行する。

附 則〔第55次改正による附則〕

この達は、昭和58年8月13日から施行する。

附 則〔第56次改正による附則〕

この達は、昭和58年10月18日から施行する。

附 則〔第57次改正による附則〕

この達は、昭和59年1月11日から施行する。

附 則〔第58次改正による附則〕

この達は、昭和59年8月13日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則〔第59次改正による附則〕

この達は、昭和59年8月6日から施行する。

附 則〔第60次改正による附則〕

この達は、昭和59年10月2日から施行する。

附 則〔第61次改正による附則〕

この達は、昭和59年11月29日から施行する。

附 則〔第62次改正による附則〕

1 この達は、昭和60年4月1日から施行する。

2 施行日から昭和60年12月25日までの間は、第25条第1項中「防衛庁職員採用Ⅲ種試験」とあるのは、「防衛庁職員採用初級試験」と読み替えるものとする。

附 則〔第63次改正による附則〕

この達は、昭和60年4月3日から施行する。

附 則〔第64次改正による附則〕

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則〔第65次改正による附則〕

この達は、昭和60年5月14日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則〔第66次改正による附則〕

この達は、昭和60年7月25日から施行する。

附 則〔第67次改正による附則〕

この達は、昭和60年11月18日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この達（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔第68次改正による附則〕

この達は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和61年4月30日から施行し、改正後の海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の規定は昭和62年度以降の年度を対象として作成する中期能力見積り及び昭和61年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔第69次改正による附則〕

この達は、昭和61年10月2日から施行する。

附 則〔第70次改正による附則〕

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則〔第71次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和62年7月15日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に海曹士普通科航空電子整備課程、生徒後期航空電子整備課程、海曹士高等科機上整備課程及び航空士戦術課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第72次改正による附則〕

この達は、昭和62年9月25日から施行する。

附 則〔第73次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和62年10月1日から施行する。

- 2 この達の施行の際、現に課程を履修中の学生の教育及び昭和62年度に入校する海曹士普通科電機課程の一般海曹候補学生に係る教育については、なお従前の例による。

附 則〔第74次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和62年12月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に実用機（HS）課程、海曹士航空士機上整備課程、海曹士航空士電測課程、海曹士航空士対潜課程、海曹士航空士武器課程、海曹士航空士水測課程、航空士救護課程、生徒航空士水測課程、生徒航空士通信課程、海曹士専修科機上通信課程及び幹部航空士機上整備課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔輸送艇1号の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則〔第75次改正による附則〕

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第76次改正による附則〕

この達は、昭和63年10月18日から施行する。

附 則〔第77次改正による附則〕

この達は、昭和63年11月29日から施行する。

附 則〔第78次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第79次改正による附則〕

この達は、平成元年7月14日から施行する。

附 則〔第80次改正による附則〕

この達は、平成元年10月23日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の

整理に関する達の附則]

この達は、平成2年6月8日から施行する。

附 則〔第81次改正による附則〕

この達は、平成2年10月16日から施行する。

附 則〔第82次改正による附則〕

この達は、平成2年12月17日から施行する。

附 則〔音響測定艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成3年1月30日から施行する。

附 則〔海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成3年3月15日から施行する。

附 則〔第83次改正による附則〕

この達は、平成3年6月27日から施行する。

附 則〔第84次改正による附則〕

この達は、平成3年7月30日から施行する。

附 則〔第85次改正による附則抄〕

1 この達は、平成3年8月28日から施行する。

附 則〔第86次改正による附則〕

この達は、平成3年10月4日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年2月15日から施行する。

附 則〔第87次改正による附則〕

1 この達は、平成4年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第88次改正による附則〕

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則〔第89次改正による附則〕

1 この達は、平成5年3月31日から施行する。

2 この達の施行の際、現に課程を履修中の学生の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第1 ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達の附則〕

1 この達は、平成5年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、こ

れを使用することができる。

附 則〔第90次改正による附則〕

この達は、平成5年4月15日から施行する。

附 則〔第91次改正による附則〕

この達は、平成5年6月23日から施行する。

附 則〔第92次改正による附則〕

この達は、平成5年10月13日から施行する。

附 則〔第93次改正による附則〕

この達は、平成6年6月1日から施行する。

附 則〔第94次改正による附則〕

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則〔第95次改正による附則〕

この達は、平成6年12月1日から施行する。

附 則〔第96次改正による附則〕

この達は、平成7年3月23日から施行する。

附 則〔第97次改正による附則〕

1 この達は、平成7年3月31日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修中の学生の教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則〔第98次改正による附則〕

1 この達は、平成7年5月31日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の潜水艦乗員の各課程修了者の部隊実習実施基準に基づき実習中の者については、当該実習が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則〔第99次改正による附則〕

1 この達は、平成8年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修中の学生の教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則〔第100次改正による附則〕

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則〔第101次改正による附則〕

この達は、平成8年5月1日から施行する。

附 則〔第102次改正による附則〕

この達は、平成8年5月29日から施行する。

附 則〔第103次改正による附則〕

この達は、平成8年8月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊

達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔第104次改正による附則〕

この達は、平成9年2月5日から施行する。

附 則〔隊番号の変更に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年3月24日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達及び任免権行使の要領に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則〔第105次改正による附則〕

この達は、平成9年4月16日から施行する。

附 則〔第106次改正による附則〕

この達は、平成9年7月1日から施行する。

附 則〔第107次改正による附則〕

この達は、平成9年6月13日から施行する。

附 則〔第108次改正による附則〕

この達は、平成9年8月1日から施行する。

附 則〔第109次改正による附則〕

この達は、平成9年12月25日から施行する。

附 則〔第110次改正による附則〕

この達は、平成10年3月2日から施行する。

附 則〔第111次改正による附則〕

この達は、平成10年3月16日から施行する。

附 則〔掃海管制艇の就役等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達中第5条の規定は平成10年3月20日から、その他の規定は同月23日から施行する。

附 則〔第112次改正による附則〕

この達は、平成10年7月1日から施行する。

附 則〔第113次改正による附則〕

この達は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔第114次改正による附則〕

この達は、平成10年11月25日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月2日から施行する。

附 則〔哨戒艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成11年1月14日から施行する。

附 則〔第115次改正による附則〕

この達は、平成11年3月15日から施行する。

附 則〔第116次改正による附則〕

この達は、平成11年7月1日から施行する。

附 則〔第117次改正による附則〕

この達は、平成11年7月1日から施行する。

附 則〔第118次改正による附則〕

この達は、平成12年3月1日から施行する。

附 則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附 則〔第119次改正による附則〕

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔第120次改正による附則〕

この達は、平成12年7月1日から施行する。

附 則〔第121次改正による附則〕

この達は、平成12年5月25日から施行する。

附 則〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔第122次改正による附則〕

この達は、平成13年3月27日から施行する。

附 則〔第123次改正による附則〕

この達は、平成13年5月23日から施行する。

附 則〔第124次改正による附則〕

この達は、平成13年5月24日から施行する。

附 則〔第125次改正による附則〕

この達は、平成13年6月7日から施行する。

附 則〔第126次改正による附則〕

この達は、平成13年6月26日から施行する。

附 則〔第127次改正による附則〕

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則〔第128次改正による附則〕

この達は、平成13年7月4日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則〔第129次改正による附則〕

この達は、平成13年9月11日から施行する。

附 則〔第130次改正による附則〕

この達は、平成14年1月15日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月12日から施行する。

附 則〔第131次改正による附則〕

この達は、平成14年3月13日から施行する。

附 則〔第132次改正による附則〕

この達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔第133次改正による附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。

附 則〔第134次改正による附則〕

この達は、平成14年10月28日から施行する。

附 則〔第135次改正による附則〕

この達は、平成14年12月13日から施行する。

附 則〔第136次改正による附則〕

この達は、平成15年1月27日から施行する。

附 則〔第137次改正による附則〕

この達は、平成15年5月29日から施行する。

附 則〔第138次改正による附則〕

この達は、平成15年7月3日から施行する。

附 則〔第139次改正による附則〕

この達は、平成15年10月20日から施行する。

附 則〔第140次改正による附則〕

この達は、平成16年2月23日から施行する。

附 則〔第141次改正による附則〕

この達は、平成16年3月2日から施行する。

附 則〔第142次改正による附則〕

この達は、平成16年7月1日から施行する。

附 則〔第143次改正による附則〕

この達は、平成16年11月15日から施行する。

附 則〔第144次改正による附則〕

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔第145次改正による附則〕

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔第146次改正による附則〕

この達は、平成17年3月31日から施行する。

附 則〔第147次改正による附則〕

この達は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 海曹士専修科着陸誘導管制課程を廃止し、海曹士専修科レーダー管制課程を新設する規定 平成18年4月6日
- (2) 実用機（HS）課程の期間を変更する規定 平成18年9月1日
- (3) 幹部専修科情報処理（MOFシステム）課程を廃止し、幹部専修科情報処理（C4Iシステム）課程を新設する規定 平成18年9月7日

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成18年6月2日から施行する。

附 則〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成18年1月9日から施行する。

附 則〔第148次改正による附則〕

この達は、平成19年3月30日から施行する。

附 則〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔第149次改正による附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔第150次改正による附則〕

この達は、平成20年6月1日から施行する。

附 則〔一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

（施行期日）

- 1 この達は、平成21年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 〔前略〕第4条〔中略〕の規定による改正前の次に掲げる達の規定は、一般海曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令（平成21年防衛省訓令第14号）附則第2条の適用を受ける一般曹候補学生が存する間は、なおその効力を有する。

- (3) 海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達第6条第1項、第7条第2項、第15条第4項、第20条第2項、第22条第4項、別表第3、別表第9課程の教育（航空学生課程及び飛行教育の課程を除く。）の項、同表航空学生課程及び飛行教育の課程（第51航空隊に設置された課程を除く。）の項、同表生徒及び一般海曹候補学生の部隊実習の項、同表潜水艦部隊実習の項、別記様式第4及び別記様式第7

附 則〔第151次改正による附則〕

この達は、平成21年3月31日から施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔第152次改正による附則〕

改正 平成22年9月22日 海上自衛隊達第28号

1 この達は、平成21年12月21日から施行する。

附 則〔第153次改正による附則〕

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔第154次改正による附則〕

この達は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2（その2）3の表の改正規定中

固定翼基礎課程（後期）		約17週	「 を 」
操縦士基礎（固定翼）課程		約17週	
操縦士基礎（回転翼）課程		約11週	に改め 」

る部分は、同年5月21日から施行する。

附 則〔第155次改正による附則〕

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則〔第156次改正による附則〕

1 この達は、平成22年8月1日から施行する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第2（その2）6の表の規定による情報処理（ASWOCプログラム）課程及び高速標的機整備課程の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。

附 則〔第157次改正による附則〕

1 この達は、平成22年9月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2（その2）3の表の改正規定中

固定翼基礎操縦教官課程		約7週	を 」
実用機操縦教官（HS）課程		約7週	

「	操縦士回転翼基礎教官課程	約 7 週	
	操縦士回転翼計器飛行教官課程	約 5 週	に
	実用機操縦教官（H S）課程	約 7 週	
			」

改める部分 平成22年10月 1 日

(2) 別表第 2 （その 2） 3 の表の改正規定中

「	固定翼基礎課程	約 1 7 週	を
			」

「	操縦士回転翼基礎（OH-6D/DA）課程	約 1 9 週	に
			」

改める部分及び附則第 3 項の規定 平成23年 3 月 1 日

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第 2 （その 2） 3 の表の規定による回転翼基礎操縦教官課程の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。

附 則〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔第158次改正による附則抄〕

- 1 この達は、平成23年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第 2 （その 2） 4 の表の規定による課程の教育を受けている者の課程については、なお従前の例による。

附 則〔第159次改正による附則抄〕

（施行期日）

- 1 この達は、平成23年10月14日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 4 項中海上自衛隊航空身体検査実施規則第 6 条第 1 項第 3 号の改正規定は同年11月 1 日から、第 3 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現に実用機（H S）課程及び実用機操縦教官（H S）課程の教育を受けている者の課程に関しては、なお従前の例による。

附 則〔第160次改正による附則抄〕

1 この達は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表第2（その2）1の表海曹士専修科の項CDS（UYQ-70）整備課程の規定については、平成23年4月1日から適用する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の別表第2（その1）1の表及び2の表並びに別表第2（その2）各表（3の表を除く。）の課程の教育を受けている者の当該課程については、なお従前の例による。

附 則〔第161次改正による附則〕

この達は、平成25年3月21日から施行する。

附 則〔陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則〔第162次改正による附則〕

この達は、平成26年3月7日から施行する。

附 則〔第163次改正による附則〕

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔第164次改正による附則〕

この達は、平成27年3月30日から施行する。

附 則〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔第165次改正による附則抄〕

（施行期日）

1 この達は、平成28年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第166次改正による附則〕

この達は平成28年5月18日から施行する。

附 則〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則〔第167次改正による附則〕

この達は、平成29年1月1月から施行する。

附 則〔第168次改正による附則〕

1 この達は、平成29年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第2（その1）及び同表（その2）の規定による課程の教育を受けている者の教育

については、なお従前の例による。

附 則〔音響測定隊の編成等の細部に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔第169次改正による附則〕

この達は、平成30年3月23日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達等の一部を改正する達の附則抄〕

この達は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（中略）の規定 平成30年4月1日

(2) 第2条の規定 平成30年4月2日

附 則〔第170次改正による附則〕

- 1 この達は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 准海尉以下の自衛官及び自衛官候補生の経歴管理に関する達〔平成16年海上自衛隊達第14号〕の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「海曹各課程」の次に「（在所教育を含む。）」を加える。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行うにあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
 - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第171次改正による附則〕

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔第172次改正による附則〕

この達は、令和2年9月1日から施行する。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則〔第173次改正による附則〕

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔第174次改正による附則〕

この達は、令和4年3月25日から施行する。

附 則〔第175次改正による附則〕

1 この達は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第2（その1）及び（その2）の表により実施する課程については、なお従前の例による。

附 則〔第176次改正による附則〕

1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第2（その1）及び別表第2（その2）の規定による課程の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。

附 則〔開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による附則〕

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による附則〕

この達は、令和7年3月24日から施行する。

附 則〔第177次改正による附則〕

1 この達は、令和7年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達別表第2（その1）及び別表第2（その2）の規定による課程の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

年度業務計画（海幕計画）において教育訓練に関し指示する事項の基準

総括又は 共通事項	基本教育	練成訓練	
		個人訓練	部隊訓練
1 方針 2 重点事項 3 海上幕僚長が実施する訓練検閲 4 海上幕僚長が計画する講習の時期、場所、項目及び指導官等 5 海上自衛隊として実施する競技 6 委託教育の委託先、教育事項、時期及び員数等 7 その他特に必要な事項	1 課程名、実施部隊等及び教育期間（期別、員数（各期の員数を含む。）、教育開始日及び教育終了日については、海上幕僚監部人事教育部長が通知するものとする。また、飛行教育については、教育航空集団司令官が定めるものとする。） 2 飛行教育における養成目標数及び使用航空機の年間飛行時数 3 部隊実習を実施する時期及び部隊等 4 その他特に必要な事項	1 訓練及び体育に関する特別の訓練 2 その他特に必要な事項	1 高練度部隊の保有基準 2 主要な訓練（演習、協同訓練、特別訓練等）の計画 3 その他特に必要な事項

別表第 2（その 1）（第 4 条関係）

一般術科教育の課程の名称、場所及び期間

1 海士特技課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
海士	音楽課程	東京音楽隊	約 8 週
	運用課程	海上自衛隊第 1 術科 学校（以下「第 1 術科 学校」という。）	約13週
	射撃課程		約14週
	射管課程		約20週
	魚雷課程		約10週
	水測課程		約16週
	掃海機雷課程		約19週
	航海課程		約21週
	電測課程		約16週
	通信課程		約21週
	電子整備課程		約15週
	気象海洋課程		約19週
	ディーゼル課程	海上自衛隊第 2 術科 学校（以下「第 2 術科 学校」という。）	約16週
	ガスタービン課程		約17週
	電機課程		約22週
	応急工作課程		約18週
	情報課程	海上自衛隊第 3 術科 学校（以下「第 3 術科 学校」という。）	約 7 週
	航空発動機整備課程		約10週
	航空電機計器整備課程		約10週
	航空機体整備課程		約11週
	航空電子整備課程		約17週
	航空武器整備課程		約10週
	地上救難課程		約17週～約21週
	施設課程		約11週
	経理課程	海上自衛隊第 4 術科 学校（以下「第 4 術科 学校」という。）	約17週
	補給課程	自衛隊横須賀病院	約 9 週
	給養課程		約12週
	衛生課程		約 1 年

2 中級の海曹特技課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
海 曹	音楽課程	東京音楽隊	約 8 週
	運用課程	第 1 術科学校	約12週
	射撃課程		約15週
	射管課程		約 9 週
	魚雷課程		約14週
	水測課程		約18週
	掃海機雷課程		約17週
	航海課程		約12週
	電測課程		約21週
	通信課程		約17週
	通信課程（在所教育）		約41週
	電子整備課程		約14週
	電子整備課程（在所教育）		約40週
	気象海洋課程		約18週
	ディーゼル課程	第 2 術科学校	約16週
	ガスタービン課程		約18週
	電機課程		約16週
	電機課程（在所教育）		約35週
	応急工作課程		約16週
	情報課程		約 8 週
	航空発動機整備課程	第 3 術科学校	約14週
	航空電機計器整備課程		約13週
	航空機体整備課程		約13週
	航空電子整備課程		約11週
	航空電子整備課程（在所教育）		約24週
	航空武器整備課程		約12週
	機上整備課程		約27週
	地上救難課程		約15週
	施設課程		約14週
	経理課程	第 4 術科学校	約14週
	経理課程（在所教育）		約37週

程・補給課程	補給課程 約14週	補給課程（在所教育）・第4術科学学校	約28週
	補給課程（在所教育）	第4術科学学校	約28週
	給養課程		約15週
	衛生課程	自衛隊横須賀病院	約1年

3 初級の幹部特技課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
幹 部 専 門	射撃課程	第 1 術科学学校	約15週
	水雷課程		約15週
	船務課程		約15週
	通信課程		約17週
	気象海洋課程		約21週
	機関課程	第 2 術科学学校	約18週
	情報課程		約14週
	艦船装備課程		約 7 週
	艦船整備課程		約 7 週
	地上救難課程	第 3 術科学学校	約14週～約19週
	施設課程		約12週～約19週
	航空装備課程		約24週
	航空機整備課程		約13週
	航空電子整備課程		約12週
	航空武器整備課程		約12週
	航空整備課程		約 5 週
	経補課程	第 4 術科学学校	約19週
幹部衛生医事課程		自衛隊横須賀病院	約11週
幹部医科歯科課程			約 3 週

4 中級の幹部特技課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
幹 部 中 級	射撃課程	第1術科学学校	約44週
	水雷課程		約44週
	航海課程		約44週
	航空用兵課程		約22週
	一般課程		約20週
	掃海課程		約1年

幹部 中級	船務課程	第 1 術科学校	約44週
	機関課程	第 2 術科学校	約44週
	艦船装備課程		約26週
	情報戦課程		約43週
	航空装備課程	第 3 術科学校	約42週
	経補課程	第 4 術科学校	約40週
	経補（特別）課程		約40週
	潜水艦課程	潜水艦教育訓練隊	約41週

5 専攻の幹部特技課程

課 程 名	設 置 場 所	期 間
幹部専攻科各課程	幹部学校、各術科学校、 電磁情報隊、海上システム開発隊、航空プログラム開発隊、水上戦術開発指導隊、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊、保全監査隊、対潜資料隊及び航空管制隊	約 1 年

別表第2（その2）（第4条関係）

特別術科教育の課程の名称、場所及び期間

1 水上艦艇乗員の課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
海 曹 士 専 修 科	射撃（76ミリ速射砲）課程	第1術科学校	約9週
	PHALANX課程		約14週
	射撃指揮装置（FCS2-21）課程		約15週
	短SAMランチャー課程		約10週
	アスロックランチャー課程		約9週
	VLS MK41課程		約11週
	対潜指揮装置（SFCS-6）課程		約11週
	ソーナー（OQS-4）課程		約10週
	艦船用ソノバイ信号処理装置課程		約13週
	曳航式パッシブソーナー課程		約13週
	対潜情報処理装置（ATSコンソール）課程		約8週
	対潜情報処理装置（ASWC S）課程		約13週
	電子整備（OPS-24）課程		約7週
	電子整備（OPS-28G）課程		約11週
	電子整備（NOLQ-3）課程		約6週
	電子（EW）課程		約6週
	機雷探知機（ZQS-4/S-10）課程		約11週
	機雷探知機（TYPE 2093）課程		約5週
	小型船舶運航課程		約3週
	航海（海技）課程		約4週
	立入検査課程		約4週
	掃海電機課程	第2術科学校	約10週
	SSFC、AN/WSN-7INS課程		約8週
	電気推進装置課程		約4週
	工作課程		約15週
	機関（海技）課程		約4週
	CDS（OYQ-9）整備課程	水上戦術開発指導隊	約13週
	イージスCIC操作課程		約5週

	イージス戦闘システム整備チーム課程		約 4 週
	戦術データリンク操作課程		約 5 週
	データリンク整備課程		約 5 週
	S P Y－１ D 課程		約15週
	F S C／O R T S 課程		約15週
	艦対艦ミサイルシステム課程		約 7 週
	イージスシステムチーフ(「こんごう」型)課程		約 8 週
	エアクッション艇操縦(ナビゲーター、エンジニア) 課程	水陸両用戦・機雷戦 戦術支援隊	約26週
幹部 部 任 務	射撃課程	第 1 術科学校	約 6 週
	水雷課程		約 6 週
	掃海課程		約 6 週
	船務課程		約 6 週
	機関(ディーゼル) 課程	第 2 術科学校	約 6 週
	機関(ガスタービン) 課程		約 6 週
	応急課程		約 6 週
	ミサイルⅢ課程	水上戦術開発指導隊	約 6 週
幹部 専 修 科	立入検査課程	第 1 術科学校	約 4 週
	海技(Ⅰ) 課程		約 2 週
	海技(Ⅱ) 課程	第 2 術科学校	約 2 週
	水上艦艇指揮課程(共通課程)	横須賀海上 訓練指導隊	約 2 週
	水上艦艇指揮課程(大型艦運航課程)		約 2 週
	水上艦艇指揮課程(小型艦運航課程)		約 2 週
	水上艦艇指揮課程(護衛艦課程)		約 2 週
	水上艦艇指揮課程(機雷艦艇課程)		約 2 週
	哨戒長戦術課程	水上戦術開発指導隊	約 3 週
	イージス運用課程		約 4 週
	イージス戦闘システム課程		約 6 週
	イージスコンソル操作課程		約 4 週
	システム(C D S) 整備課程		約 7 週
	BMD 課程		約 3 週

	エアクッション艇操縦（クラフトマスター）課程	水陸両用戦・機雷戦 戦術支援隊	約26週
--	------------------------	--------------------	------

2 潜水艦乗員の課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
海曹士専修科	潜水艦課程	潜水艦教育訓練隊	約15週
	潜水艦電測武器課程		約11週
	潜水艦水測（ZQQ-7）課程		約10週
	潜水艦武器システム課程		約12週
	潜水艦航海武器課程		約10週
	潜水艦攻撃武器課程		約10週
	深海救難艇基礎課程		約7週
	深海救難艇操縦課程		約7週
幹部専修科	潜水艦課程		約18週、約20週
	潜水艦指揮課程		約7週
	潜水艦戦術課程		約11週
	深海救難艇基礎課程		約7週
	深海救難艇操縦課程		約7週
幹部	専攻科（潜水艦）課程		約1年

3 操縦士の課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
幹部航空基礎課程		小月教育航空隊	約12週
操縦士基礎（共通）課程		第 2 0 1 教育航空隊	約16週
操縦士基礎（固定翼）課程			約17週
操縦士基礎（回転翼）課程			約11週
計器飛行（固定翼）課程		第 2 0 2 教育航空隊	約24週
実用機（V P）課程		第 2 0 3 教育航空隊	約23週
操縦士回転翼基礎（T H－ 1 3 5）課程		第 2 1 1 教育航空隊	約19週
操縦士回転翼計器飛行課程			約 8 週
操縦士回転翼実用機（S H－ 6 0 K）課程		第 2 1 2 教育航空隊	約25週
専 修 科	操縦士固定翼基礎教官課程	第 2 0 1 教育航空隊	約 8 週
	計器飛行操縦教育課程	第 2 0 2 教育航空隊	約 7 週
	操縦士回転翼基礎教官課程	第 2 1 1 教育航空隊	約 7 週

	操縦士回転翼計器飛行教官課程	2 1 1 教育航空隊	約 5 週
幹 部	専攻科（飛行）課程	第 5 1 航空隊	約 1 年
	専修科飛行試験課程		約 1 年

4 航空士の課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
幹部航空基礎課程		小月教育航空隊	約12週
操縦士基礎（共通）課程		第 2 0 1 教育航空隊	約16週
航空士機上通信情報課程		第 2 0 3 教育航空隊	約13週
航空士機上電子情報課程			約17週
航空士機上救助課程			約18週
航空士救護課程		第 2 1 2 教育航空隊	約 9 週
海曹士	航空士機上整備課程	第 2 0 3 教育航空隊	約22週
	航空士対潜（音響）課程		約27週
	航空士対潜（非音響）課程		約23週
	航空士機上電子整備課程		約9週
	航空士武器課程		約17週
	航空士対潜（S H－6 0 K）課程	第 2 1 2 教育航空隊	約27週
航空士戦術課程		第 2 0 3 教育航空隊	約52週
幹部航空士機上整備課程			約22週
幹部	専攻科（飛行）課程	第 5 1 航空隊	約 1 年
	専修科飛行試験課程		約 1 年

5 特別の准海尉・海曹士課程

課 程 名		設置場所	期 間
海 曹 士 特 修 科	潜水課程	第 1 術科学校	約 14 週
	警備課程		約 7 週
	特別警備課程		約 1 年 2 月
	艦船整備課程	第 2 術科学校	約 3 週
	情報課程		約 9 週
	情報システム管理課程		約 10 週
	飽和潜水課程	海上自衛隊 潜水医学実験隊	約 15 週
専 士	開式スクーバ課程	第 1 術科学校	約 7 週
	水中処分課程		約 12 週

電子整備（有線機器）課程	第 1 術科学校	約 7 週
機雷整備課程		約 23 週
無線電信（モールス）課程		約 16 週
無線従事者（3 総通）課程		約 19 週
教官課程	第 1 ・ 第 3 術科学校	約 3 週
高圧ガス課程	第 2 術科学校	約 5 週
英語（基礎）課程		約 17 週
英語（一般）課程		約 14 週
英語（留学生）課程		約 27 週
英語（留学Ⅰ）課程		約 14 週
英語（留学Ⅱ）課程		約 13 週
情報ネットワーク課程		約 12 週
艦船造修課程		約 3 週
ガスタービン・エンジン（T 7 0）課程	第 3 術科学校	約 7 週
S H－6 0 K 自動飛行制御装置課程		約 6 週
探傷検査（磁気、浸透）課程		約 5 週
探傷検査（超音波、渦流）課程		約 4 週
溶接課程		約 12 週
機械工作課程		約 12 週
役務調達課程		約 5 週
S H－6 0 K 通信機器整備課程		約 7 週
S H－6 0 K 戦術情報処理システム整備課程		約 9 週
S H－6 0 K 航法機器整備課程		約 5 週
戦術情報処理システム整備課程		約 17 週
モジュール修理（基礎）課程		約 4 週
着陸誘導管制装置課程		約 12 週
魚雷（MK 4 6）課程		約 13 週
救命酸素機器整備課程		約 8 週
大型車両操縦課程		約 7 週～約 10 週
一般車両整備課程		約 8 週
建築営繕課程		約 10 週
電気設備課程		約 12 週
機械設備課程		約 10 週

大型特殊車両操縦課程	第 3 術科学校	約 3 週
整備役務監督官課程		約 3 週
機上電子整備（S H－6 0 J）課程		約 4 週
構造修理・腐食管理課程		約 10 週
S H－6 0 Kレーダー・赤外線探知装置整備課程		約 10 週
S H－6 0 K対潜機器整備課程		約 11 週
機雷（MK 5 5／9 1 式）整備課程		約 11 週
写真映像課程		約 11 週
P－1 発動機システム整備課程		約 10 週
F 7 整備課程		約 9 週
P－1 電機計器システム整備課程		約 9 週
P－1 機体システム整備課程		約 8 週
P－1 電子システム整備課程		約 13 週
P－1 電子整備課程		約 14 週
P－1 武器・救命システム整備課程		約 7 週
契約課程	第 4 術科学校	約 6 週
燃料課程		約 5 週
類別課程		約 6 週
フォーク・リフト課程		約 3 週～約 4 週
救急救命士課程	自衛隊横須賀病院	約 1 年
電子戦データ収集処理課程	電磁情報隊	約 4 週
情報処理（P－1 オペレーショナルプログラム）課程	航空プログラム 開発隊	約12週
誘導弾整備課程	水上戦術開発指導隊	約 8 週
情報セキュリティ課程	保全監査隊	約 5 週
音響解析基礎課程	対潜資料隊	約 5 週
音響解析中級課程		約 9 週
飛行支援管制課程	航空管制隊	約 3 週
高速標的機（電子整備）課程	標的機整備隊	約 5 週
高速標的機（機体整備）課程		約 5 週
高速標的機（発動機整備）課程		約 5 週
海曹士電子基礎課程	第 1 術科学校	約 8 週

6 特別の幹部課程

課 程 名		設 置 場 所	期 間
幹部特修科	潜水課程	第1術科学校	約16週
	警備課程		約7週
	特別警備課程		約1年2月
	監理課程	第4術科学校	約6週
幹部専修科	飽和潜水課程	海上自衛隊	約15週
	潜水医官課程	潜水医学実験隊	約6週
	水中処分課程	第1術科学校	約12週
	海洋課程		約7週
	教官課程	第1・第3術科学校	約3週
	英語（留学生）課程	第2術科学校	約13週
	情報戦課程		約14週
	航空機等監督検査官課程	第3術科学校	約5週
	整備情報解析課程		約8週
	整備長（士）課程		約6週
	機雷（MK55／91式）整備課程		約8週
	写真映像課程		約11週
	燃料課程	第4術科学校	約4週
	契約課程		約6週
	電子戦基幹員課程	電磁情報隊	約4週
	電子戦データ収集処理課程		約4週
	情報処理（艦艇システム）課程	海上システム開発隊	約17週
	情報処理（P-1オペレーショナルプログラム）課程	航空プログラム 開発隊	約22週
	情報処理（MACCSプログラム）課程		約18週
	情報処理（SH-60Kオペレーショナルプログラム）課程		約22週
	飛行支援管制課程	航空管制隊	約3週
	高速標的機整備課程	標的機整備隊	約8週
	高速標的機操縦員整備基礎課程		約4週

別表第 2（その 3）（第 7 条の 3 関係）

事務官等の教育の課程の名称、場所及び期間

課 程 名	設 置 場 所	期 間
事務官等中級課程	第 4 術科学学校	約 5 週
事務官等上級課程		約 4 週

別表第3（第6条関係）

術科教育の部隊実習の実施基準

1 初任海士の部隊実習実施基準

区分	種 別	実習部隊	実習参加者	期 間
艦艇部隊実習	攻 撃 要 員 の 部 隊 実 習	護衛艦隊、潜水艦隊、 掃海隊群、海洋業務・ 対潜資料群、開発隊群、 練習艦隊及び地方隊に 所属する自衛艦（原則 として可動艦とする。 ただし、潜水艦、練習 潜水艦及びかしまを除 く。）を原則とする。	運用員の予定者	約 2 月
			射撃員の予定者	
			射管員の予定者	
			魚雷員の予定者	
			水測員の予定者	
	掃海機雷員の予定者			
	船 務 要 員 の 部 隊 実 習		航海員の予定者	
			電測員の予定者	
			通信員の予定者	
			電子整備員の予定者	
	機 関 要 員 の 部 隊 実 習		気象海洋員の予定者	
			ディーゼル員の予定者	
			ガスタービン員の予定者	
			電機員の予定者	
	経 補 要 員 の 部 隊 実 習		応急工作員の予定者	
			経理員の予定者	
補給員の予定者				
給養員の予定者				
航空部隊実習	航 空 基 地 要 員 の 部 隊 実 習	航空集団及び教育航空 集団に属する航空 隊、整備補給隊又は航空 基地隊を原則とする （通信員の予定者につ いては、艦艇部隊実習 を原則とする。）。 航空電子整備員の予定者	航空管制員の予定者	
			地上救難員の予定者	
			施設員の予定者	
			気象海洋員の予定者	
			通信員の予定者	
	航 空 整 備 要 員 の 部 隊 実 習		航空発動機整備員の予定者	
			航空電機計器整備員の予定者	
			航空機体整備員の予定者	
			航空電子整備員の予定者	
			航空武器整備員の予定者	
	経 補 要 員 の 部 隊 実 習		経理員の予定者	
			補給員の予定者	
			給養員の予定者	

			衛生員の予定者	約 2 月	
陸上部隊実習	経 補 要 員 の 部 隊 実 習	職域特技に関連する配置がある部隊（通信員の予定者については、艦艇部隊実習を原則とする。）	経理員の予定者		
			補給員の予定者		
			給養員の予定者		
			衛生員の予定者		
	そ の 他 の 要 員 の 部 隊 実 習		情報員の予定者		
			気象海洋員の予定者		
			音楽員の予定者		
			通信員の予定者		

2 潜水艦乗員の各課程修了者の部隊実習実施基準

実施者	実習部隊	実習参加者		期 間
潜水艦隊 司令官	隸下の潜水隊又は潜水艦	幹部潜水艦課程修了者	一般幹部候補生課程出身者及び一般幹部候補生（部内）課程出身者	約11月
			幹部予定者課程出身者	約 6 月
		海曹士潜水艦課程修了者		約 4 月

別表第4（第15条関係）

部隊実習実施標準作成者等の指定

区分	種 別	実 習 参 加 者	部隊実習実施 標準作成者	作成補助者
艦 艇 部 隊 実 習	攻 撃 要 員 の 部 隊 実 習	運用員の予定者	護衛艦隊司令官	第1術科学学校長
		射撃員の予定者		
		射管員の予定者		
		魚雷員の予定者		
		水測員の予定者		
		掃海機雷員の予定者	掃海隊群司令	
	船 務 要 員 の 部 隊 実 習	航海員の予定者	護衛艦隊司令官	海洋業務・対潜支 援群司令
		電測員の予定者		
		通信員の予定者		
		電子整備員の予定者		
		気象海洋員の予定者		
	機 関 要 員 の 部 隊 実 習	ディーゼル員の予定者		第2術科学学校長
		ガスタービン員の予定者		
		電機員の予定者		
		応急工作員の予定者		
	経 補 要 員 の 部 隊 実 習	経理員の予定者		第4術科学学校長
		補給員の予定者		
		給養員の予定者		自衛隊横須賀病院 長
		衛生員の予定者		
航 空 部 隊 実 習	航 空 基 地 要 員 の 部 隊 実 習	航空管制員の予定者	航空集団司令官	航空管制隊司令
		地上救難員の予定者		第3術科学学校長
		施設員の予定者		海洋業務・対潜支 援群司令
		気象海洋員の予定者		
		通信員の予定者		航空集団司令官の 指定する者
	航 空 整 備 要 員 の 部 隊 実 習	航空発動機整備員の予定者		第3術科学学校長
		航空電機計器整備員の予定 者		
		航空機体整備員の予定者		

		航空電子整備員の予定者		
		航空武器整備員の予定者		
	経 補 要 員 の 部 隊 実 習	経理員の予定者		第 4 術科学学校長
		補給員の予定者		
		給養員の予定者		自衛隊横須賀病院 長
		衛生員の予定者		
陸 上 部 隊 実 習	経 補 要 員 の 部 隊 実 習	経理員の予定者	第 4 術科学学校長	
		補給員の予定者		
		給養員の予定者		
		衛生員の予定者	自衛隊横須賀病院 長	
	そ の 他 の 要 員 の 部 隊実習	情報員の予定者	艦隊情報群司令	第 2 術科学学校長
		気象海洋員の予定者	海洋業務・対潜支 援群司令	第 1 術科学学校長
		音楽員の予定者	東京音楽隊長	
		通信員の予定者	システム通信隊群 司令	第 1 術科学学校長

別表第 5（第21条関係）

優 等 賞 授 与 基 準

授与対象		教育期間が10週以上である課程の修了時に教務及び勤務の総合成績が上位であり、優等賞を授与することが適当と認められる者。ただし、次の各号に該当する場合にあつては、当該各号に示すところによる。 (1) 一般幹部候補生にあつては、任用区分別にそれぞれ優等賞を授与することができる。 (2) 自衛官候補生課程及び接続する練習員課程を履修する学生にあつては、練習員課程修了時において優等賞を授与するものとする。 (3) 特に成績優秀な者に対しては、授与基準数を超えて優等賞を授与することができる。					
授与基準数	学生数	1～5	6～14	15～29	30～49	50～99	100以上
	授与数	0	1名以内	2名以内	3名以内	4名以内	学生数の5%以内

別表第 6（第25条関係）

事務官等の入隊教育の実施基準

課 目 等	時数	内 容
訓 育	18	1 国防の重要性及び自衛隊の使命の自覚並びに事務官等の職責 2 隊員としての必要な心構え及び徳操の養成 3 隊員としてのしつけ
体 育	10	1 海上自衛隊第 1 体操 2 健康管理
諸法規	12	1 国家行政組織及び自衛隊の法制の概要 2 防衛省並びに海上自衛隊の組織編成及び任務の概要 3 海上自衛隊の服務に関する諸法規 4 自衛隊の礼式に関する基本的事項
勤務一般	11	1 人事制度及び職員人事管理の概要 2 文書及び秘密保全に関する基本的事項 3 自衛隊の福利厚生制度の概要
防衛一般	2	日本の防衛政策の概要
部隊等研修	9	部隊等の現状
実施者所定	16	
計	78	

別表第 7（第41条関係）

委託教育の区分

区分内容 区分名称	修 得 事 項	委 託 先	標準期間
部 外 研 修 (衛生、技術、 一般)	自然科学 } 人文科学 } 社会科学 } 語学 } に関する 高度の専 門的知識 及び技能	大学院(修士又は博士課程)	2～5年
		大学(聴講又は研究)	1～2年
		病院、研究所等	1～2年
部外委託教育	主として術科に関する知識 及び技能	防衛省以外の教育機関等	そのつど指示 する。
部内委託教育	同 上	陸上自衛隊 } 航空自衛隊 } 施設等機関 } 情報本部 } 防衛装備庁 } の教 育機 関等	同 上
外国留学	そのつど定める。		

別表第 8（第42条第 1 項関係）

招 集 訓 練 基 準

区分	課 目	時数	内 容	担当
共通訓練	受 入 事務等	6	1 招集訓練の受入等に係る事務処理 2 身体検査	訓練招集部隊等
	訓 育	2	1 海上自衛隊の現状とすう勢 2 内外情勢の変化と海上防衛の重要性	
	その他	8	1 基本教練 2 小火器の取扱い 3 体力測定	
配置訓練	勤務一般	2	1 任務及び編成 2 配置先に係る業務処理要領	配置先部隊等
	保全教育	(2)	1 情報保全 2 情報保障	
	実務実習	22 (20)	1 職務遂行に必要な専門的知識 2 関連装備品・器材の取扱操作要領 3 その他、必要な事項	
合 計		40		

別表第 9（第42条第 2 項関係）

招 集 教 育 訓 練 基 準

課 目		時数	内 容
訓 育		8	1 自衛隊の使命 2 国防の重要性 3 服務の本旨 4 自衛隊の心構え
隊 務	勤 務 一般等	22	1 海上自衛隊の概要 2 他自衛隊の概要 3 情報保全、情報保証の概要 4 文書の概要 5 メンタルヘルスの概要 6 運動能力錬成法
	諸法規	10	1 防衛 2 法の概要 2 国際法の基本的事項
訓 練	基本訓練	4	基本教練
職 務 訓 練	術 科	8	1 当該職務の概要、特性及び編成の概要 2 当該職務に係る部隊等に関する一般的事項 3 関連装備品・器材の取扱操作要領の概要
	見 学	12	4 その他、必要な事項
実施者所定		16	1 招集教育訓練の受入等に係る事務処理 2 身体検査 3 行事 4 オリエンテーション
合 計		80	

別表第10（第43条関係）

区分	種別	報告（通報）先	報告（通報）者	報告（通報）期限	様式
課程の教育（航空学生課程及び飛行教育の課程を除く。）	課程教育終了報告	(1) 海上幕僚長 (2) 所属する地方総監（（教育隊のみ。））	校長等	当該四半期終了後 1か月以内	別記様式第6
課程の教育（航空学生課程、飛行教育の課程及び自衛官候補生課程を除く。）	学生成績表	任免権者	校長等	教育終了後10日以内	別記様式第3
航空学生課程及び飛行教育の課程（第51航空隊に設置された課程を除く。）	課程教育終了報告	(1) 海上幕僚長 (2) 教育航空集団司令官	校長等	当該四半期終了後 1か月以内	別記様式第6
	学生成績表	(1) 任免権者 (2) 教育航空集団司令官		教育終了後10日以内	別記様式第3 に準ずる。
飛行教育の課程（第51航空隊に設置された課程）	課程教育終了報告	海上幕僚長	第51航空隊司令	当該四半期終了後 1か月以内	別記様式第6
	学生成績表			教育終了後10日以内	別記様式第3
初級幹部部隊実習	実習実施報告	海上幕僚長	実習を行う部隊の長	実習終了後3週間以内	適宜
	実習員成績表				
初任海士の部隊実習	実習実施報告	(1) 海上幕僚長 (2) 任免権者 (3) （修業教育隊司令）	実習部隊の長	実習終了後10日以内	別記様式第7
	成績評定表	任免権者			別記様式第4
潜水艦部隊実習	実習実施報告	海上幕僚長	潜水艦隊司令官	実習終了後3週間以内	別記様式第8
	実習員成績表	任免権者			適宜
特別講習	特別講習終了報告	海上幕僚長	部隊等の長	当該四半期終了後 1か月以内	別記様式第6 に準ずる。
	講習員成績表	任免権者		講習終了後10日以内	別記様式第3 に準ずる。
委託教育（外国留学を除く。）	委託教育終了報告 （部内委託教育については不要）	海上幕僚長	幹部である学生（2名以上の者が同一の教育を受講した場合は連名とすることができる。）	教育終了後1週間以内	別記様式第9
		(1) 海上幕僚長 (2) 任免権者	准海尉及び海曹士である学生（2名以上の者が同一の教育を受講した場合は連名とすることができる。）		
外国留学	留学報告書	海上幕僚長	留学帰国者（2名以上の者が同一課程に留学した場合は連名とすることができる。）	帰国後45日以内	別記様式第10
事務官等入隊教育	実施報告	(1) 海上幕僚長 (2) 任免権者	校長等	教育終了後3週間以内	別記様式第11
招集訓練	招集訓練実施報告	(1) 海上幕僚長	訓練招集部隊等の長	招集訓練及び招集教育訓練終了後3週間以内	別記様式第11 に準ずる。
招集教育訓練	招集教育訓練実施報告	(2) 担当地方総監又は地区総監	教育訓練招集部隊等の長		

別記様式第1 (第10条関係)

課程指導項目

1 表紙様式

○ ○ ○ ○ ○ ○ 課 程
課 程 指 導 項 目
(約 週間)

海 上 自 衛 隊 ○ ○ 学 校

備考 用紙：日本産業規格A列4番

2 加除整理一覽表樣式

[illegible]

3 目次様式

目	次	ページ
総括		
標準時数		
教育内容		
課目		
項目		
細目		
課目		
項目		
細目		

4 総括様式

総括	
○○○○○○ 課程	
課程到達目標：	
教育の場所：	
教育期間：	
その他：（教務時間管理等教務運営上の必要事項について記述する。）	

5 標準時数様式

標準時数						
分類	課目	項目	細目	時数		
				課目	項目	細目

6 教育内容様式

教育内容
分類： 課目： 項目： （目標）： （項目の目的を明確に表わすようにする。） 細目：（時間） 1 目標 （知識、技能を明確に示し、特に到達させるべき技能について具体的に記述する。） 2 内容 （1） （2） （講義又は実習内容を簡明に表わすように記述する。） 3 教務運営指針 （1） 教官の実施事項及び着眼点。 ア イ （教官が教務において特に強調すべき事項等について記述する。）

(2) 学生の実施事項

ア

イ

(学生の実施する実習、課題作業等について要すれば到達
練度を付記して記述する。)

4 資料

(1)

(2)

(主として教務実施要領作成上、教育内容の準拠として参照
すべき資料の名称を記載する。)

5 教材

名 称	型 式	類別番号	数 量	分 類	使用目的

分類については、視聴覚（図書、掛図、フィルム、トランス・
ペアレンシー・プロジェクタースライド、録音テープ、レコー
ド等）、海図等、訓練機、模型（展示、切断、展開、作動）、実
物（実用、非活用）

要すれば、その他、講義用じゅう器、管理用、作成修理用教材
のごとく明示する。

使用目的については、座学（展示、構造、作動、操作、取扱い、
整備）、実技（操作、取扱い、整備）のごとく明示する。

別記様式第2（第11条関係）

教 務 実 施 要 領

（改訂年月日）

分類：

課目：

項目：

細目：

1 題目：

2 目標：（1）

（2）

3 時数：

4 参考資料：

（1）

（2）

（教務実施要領作成にあたり参照した資料の名称、章節及び項を記載する。）

5 教材：

（1）

（2）

（3）

（教務の実施にあたり使用する教材を列記する。）

6 教務

（1） 序論 （紹介、題目、目的、動機づけをあたえる。） （2） 本論 （教務内容をできるだけ箇条書に記述する。内容は題目の内容について、須知事項をもうらし、かつ、教務の実施に便利であり、学生等の理解が容易であるように配列する。） （3） 応用 （4） 要約 ア 理解の検討 （実施した教務の須知事項について学生の理解の程度を検討するための質問事項等について記述する。） イ 結言 （結論、次段階との関連等について記述する。） ウ 要点の復習 （実施した教務の要点をできるだけ短かく、かつ、箇条書にする。） （5） 課題 （課題の提示、試験の実施等について記載する。）	（教務時間の配分、教材の使用等につき記載する。）
--	---------------------------------

備考 用紙：日本産業規格A列4番

別記様式第 3（第20条、第43条関係）

学 生 成 績 表

第 期（又は第 回）

課程個人別成績表

（総員 名）

開始日

終了日

所 属	階 級	氏 名	教務成績	勤務成績	総合序列	記 事

備考（１）用紙は、白上質紙日本産業規格A列4番を縦に使用する。

（２）記事欄には、受賞、不良課目、性格、その他特記事項を記入する。

別記様式第 4（第 2 0 条、第 4 3 条関係）

初任海士の部隊実習成績評定表

期別		氏 名		実習 部隊		部隊等 の 長	⑩		
特技 区分				期間		分 隊 長 等	⑩		
評 定 所 見	評 定 項 目								記 事
				5	4	3	2	1	
	1 要員別 専修術科	技量							
		信頼性							
	2 勤務の 状況	責任感							
		態度・動作							
	3 規 律	諸規則等の遵守励行							
		服従心							
	4 協調性	他隊員との協調							
		団体の一員としての自覚							
	5 表彰・懲戒等								
	6 職域特技の適性								
	7 その他								
	8 総合所見								
欠席日数				序列		／人中			

注： 記入後、個人情報とする。

(裏面)

部隊実習成績評定表作成要領

- 1 評定表の用紙は、白上質紙日本産業規格A列4番とする。
- 2 成績評定は、特技区別に次により実施する。

(1) 評定実施時期

それぞれの実習終了時とする。

(2) 評定単位

各実習部隊を単位とする。

(3) 記入要領

ア 評定所見欄1項から4項までは、次の基準により当該欄に○印を記入する。

特記事項があれば、記事欄に記入する。

5：優れている。

4：普通よりやや優れている。

3：普通である。

2：普通よりやや劣る。

1：劣る。

(点数配分の制限は行わない。)

イ 表彰・懲戒等は、表彰の種類、処分の程度(注意及び訓戒を含む。)、態様及び年月日を記入する。

ウ 職域特技の適性は、予定者としての職域特技が本人に適しているか否かを記入し、不適の場合は、その理由及び部隊実習実施基準における同一種別のうち適していると思われる職域特技を記入する。

エ その他は、借財、交友、未成年者の飲酒、喫煙等今後、指導を必要とする事項についてなるべく具体的に記入する。

オ 総合所見は、術科、一般勤務、人物等の所見及び各評定項目で表現できなかった事項等について記入する。

- 3 欠席日数は、部隊等で定めた課業に従事しなかった日数をいい、年休、病休等に区分し、0.5日単位で記入する。
- 4 序列は、特技区別に決定する。
- 5 実習期間が1か月未満の場合は、評定を実施しないことができる。

別記様式第5（第21条関係）

(整理番号)		優等賞状	
階級氏名		階級氏名	
右の者は第〇期〇〇〇〇〇〇〇〇課程において 優等の成績を修めたのでこれを賞する。			
令和 年 月 日			
職名		階級氏名	
名印			

備考 (1) 整理番号は、学校等の略語を付して発行順に一貫した番号をつける。

(2) 用紙は、B4判として適宜縁飾をつける。

別記様式第6（第43条関係）

年 月 日

海上幕僚長 殿

（所属する地方総監）

（校長等）

職 名 印

課程教育（特別講習）終了報告（ 年 /四半期）

課程名 (期間)	学 生 員 数							罷免・退職・次期編入・その他の内訳	成 績			所 見
	計画	入校	罷免	退職	次期編入	その他	修業		最高	最低	平均	
(~)												
(~)												
(~)												
(~)												
(~)												
(~)												

備 考：(1) 入校、修業には、前期からの編入数を(内数)で記入する。

(2) 罷免、退職、次期編入、その他の内訳には、次の事項を記入する。

ア 罷免：所属、階級、理由、罷免後の人事処置

イ 退職：所属、階級、理由

ウ 次期編入：所属、階級、理由、編入予定の課程（自衛官候補生課程を除く。）

エ その他(上記以外の理由で修業しない者)：所属、階級、理由

(3) 所見には、教材、施設、その他の課程教育上認められた問題点、要改善事項、要望等につき極力具体的に明示する。必要に応じ、別紙を添付する。

(4) 用紙は、日本産業規格A列4番を横に使用する。

年 月 日

殿

職 名 印

初任海士部隊実習実施報告

期 間				
員 数	計 画 数			終 了 者 数
所 見 等				

注： 1 期間欄、員数欄：実習員の特技別に記入する。
2 用紙：日本産業規格A列4番

年 月 日

殿

職 名 印

部 隊 実 習 実 施 報 告

第 期		課 程				
期 間						
員 数	計画数		被審査		資格付与	
所 見 等						

年 月 日

海上幕僚長 殿
(任免権者)

所属 階級 氏 名 印

委託教育終了報告

- 1 委託先
- 2 研修項目
- 3 身分
- 4 委託期間
- 5 経過概要及び所見
- 6 研修項目に対する論文の概要

備考(1) 5、6項：それぞれ別紙第1、別紙第2とし、6項は該当者のみとする。

(2) 用紙：日本産業規格A列4番

別記様式第10（第43条関係）

（表紙）

<u>留 学 報 告 書</u>			
（年 月 日）			
所属 _____			
階級 _____			
氏名 _____			
課 程 名	学 校 等 名 及 び 場 所	期 間	
		課 程 別	計

（日本産業規格 A 列 4 番）

（本文中に記載する事項の標準）

- 1 報告者の入隊後の略歴
- 2 学校等の組織及び課程の概要等
 - （1） 学校等の組織の概要
 - （2） 当該課程の教育体系上の位置及び目的
- 3 修得事項の概要
- 4 総合所見
- 5 細部所見
 - （1） 教育上参考となる事項
 - （2） 用兵又は組織編成上参考となる事項
 - （3） 技術上参考となる事項
- 6 その他（要すれば別冊とする。）
 - （1） 修業課程の詳細な内容
 - （2） 今後の留学生に対する参考事項
 - （3） その他参考事項

海 上 幕 僚 長 殿
(任 免 権 者)

校長等

事 務 官 等 入 隊 教 育 実 施 報 告

- 1 期間
- 2 場所
- 3 被教育者
- 4 課目及び時数
- 5 成果及び所見

備考：(1) 被教育者については、所属、官及び職務の級、氏名を記入する。
(2) 用紙：日本産業規格A列4番